

水底トンネル等における危険物積載車両の通行の禁止又は制限に関する検討会  
第11回 議事要旨

1. 日 時

令和元年11月28日(木) 15:00~17:00

2. 場 所

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 5階 会議室

3. 出席者

別紙のとおり

4. 議 事

・横浜環状北西線(横浜市道高速横浜環状北西線)横浜環状北西線トンネル(以下、「横浜環状北西線トンネル」という。)、大和川線(大阪府道高速大阪大和川線)大和川第二トンネル(以下、「大和川第二トンネル」という。)及び大和川線(大阪府道高速大阪大和川線)大和川第三トンネル(以下、「大和川第三トンネル」という。)における危険物積載車両の通行規制の実施の可否について、事務局から説明後、審議が行われた。

・審議の結果、

- ①横浜環状北西線トンネルについては、危険物積載車両の通行を禁止又は制限を行うことが妥当である。
  - ②大和川第二トンネルについては、危険物積載車両の通行の禁止又は制限を行わないことが妥当である。
  - ③大和川第三トンネルについては、危険物積載車両の通行の禁止又は制限を行わないことが妥当である。
- とされた。

・委員からは、

緊急時における非常用設備の適切な運用及び関係機関との適切な連携が非常に重要なことであるとの意見があった。

・また、資料内容の表現等について以下のとおり意見が出され、資料の一部を修正することとし、後日、各委員の確認を得ることとした。

- ①【資料6 P.18】リスクの表現について、「トンネルを危険物積載車両が通行することで、地域全体のリスクは低減される」という記載が望ましい。
- ②【資料7】大和川第二トンネル及び大和川第三トンネルについて、通行規制する必要はない理由に、「復旧工事」及び「他の通行規制をしていない同規模のトンネルとの関係」に関する内容を追加すること。

以 上